

(議院運営委員会)

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(衆第五二号) (衆議院提出) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止すること。
- 二、この法律は、第二百十二回国会の召集の日から施行すること。